令和7年度事業計画について

# 目 次

		J	頁
1 4	公益目的事業(実施事業等会計)		
(1)	航路標識の人材育成事業		
1	) V T S 人材育成協力プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 3
2	)AtoN人材育成協力プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 4
(2)	航路標識の標準化に関する調査研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 4
(3)	許可標識用灯器認定事業及び海上標識用灯器認定事業・・・・・	•	• 4
(4)	航路標識に関する周知・啓蒙普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 5
2 ‡	共益目的事業(受託事業:その他会計)		
(1)	航路標識の保守点検事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 6
(2)	航路標識の調査事業		
1	)国内関係事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. •	6
2	)国際関係事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6

# 1 公益目的事業(実施事業等会計)

#### (1) 航路標識の人材育成事業

① VTS人材育成協力プロジェクト

近年、東南アジア諸国では、経済発展に伴い、物流拠点となる港湾等のインフラ整備が急ピッチで進められており、港湾利用が活発になるのに従って、当該港湾及びその周辺海域での海上交通の複雑化・輻輳化が進み、新たな航行安全対策導入の必要性も生じている。

このような背景のもと海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)において航行安全対策の一つとして位置付けられている船舶通航支援等業務(VTS: Vessel Traffic Services)の導入が東南アジア地域においても重要視され、増加、活発になってきており、「VTS」の先進国である我が国に対し東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of South - East Asian Nations)等、複数国から「VTS」の供与や「VTS」運用に関する人材育成についての支援要請が寄せられるようになった。

当協会は、VTS人材育成について日・ASEAN交通連携プログラムのもと主要な管理・実施主体としてマレーシアに設立した「ASEAN地域訓練センター」において、第1次プロジェクトを平成28(2016)年3月から2か年、第2次プロジェクトを平成30(2018)年4月から2か年、第3次プロジェクトを令和2(2020)年3月から始めたが新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって中断、令和4(2022)年8月再開、同年12月終了、第4次プロジェクトを令和5(2023)年10月~11月に実施している。

ASEAN諸国からの更なるVTS運用官研修の継続要望を踏まえ、過去に実施した第1次~第4次プロジェクトのフォローを図りつつ、令和 6 (2024) 年度から新たに国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)による課題別研修「海上交通安全(国際認定VTS管制官)」を実施しており、令和7 (2025)年度は令和6 (2024)年度と同様に実施する計画である。

### ② AtoN人材育成協力プロジェクト

東南アジア各国における経済発展に伴って船舶交通の活発化が進展する南シナ海や各国港湾では、国際基準に準拠した航路標識 (Aids to Navigation:以下 AtoN) の維持管理が求められている。

令和5 (2023) 年、東南アジア各国から各海域に在るAtoNの適切な保守・管理を実現するため日・ASEAN交通連携のもと、国際基準に準拠したAtoN要員人材育成事業についての要請が寄せられた。

当協会は、従来から船舶交通の安全確保及び効率性の向上並びに海洋環境の保全に資することを目的として「IALA」におけるIALAワールドワイドアカデミー(IALA-WWA:IALA WORLD-WIDE ACADEMY) 構想の実施主体であるIALA-WWA理事会に参画し、国際的なAto N要員の教育訓練体制構築に関する調査研究を行ってきており、また、マレーシア「ASEAN地域訓練センター」等で航路標識人材育成プロジェクトの一つとしてVTS運用官研修を実施している。

令和6 (2024)年度からは、ASEAN諸国を対象としたAtoN人材育成プロジェクトの実現に向けベトナム社会主義共和国ベトナム海事局及び海上保安庁などと検討を進めており、令和7 (2025)年度から5か年でAtoN研修プロジェクトを実施する計画である。

#### (2) 航路標識の標準化に関する調査研究

航路標識機器認定のための航路標識機器の基準・試験方法等に資するため、IALA技術委員会に参加するとともに航路標識関係事業者等と連携して標準化に関する調査研究を行う。

なお、令和6(2024)年7月から実施しているVHF音声デジタル化の国際標準化に向けての調査研究を令和7(2025)年度も継続して実施する計画である。

#### (3) 許可標識用灯器認定事業及び海上標識用灯器認定事業

海上保安庁長官の許可を得て設置する標識(許可標識)及び海上保安庁長官の設置に関する許可を要しない標識(簡易標識)に使用する灯器の性能等

について認定を行う。

また、許可標識用灯器に合格し認定された灯器については、必要に応じて 当該灯器メーカーの代理人として、当該灯器の性能等を付して、海上保安庁 長官が定める用品の型式指定に関する申請等の事務を行う。

# (4) 航路標識に関する周知・啓蒙普及事業

灯台ワールドサミット等航路標識に関する事業について、 賛助会員と協力 して各種事業を行う。

また、当協会の活動に関してホームページを通じ周知活動を実施する。

# 2 共益目的事業 (受託事業:その他会計)

# (1) 航路標識の保守点検事業

航路標識の管理者から委託を受け航路標識の保守・点検事業を行う。

## (2) 航路標識の調査事業

# ① 国内関係事業

国内事業として、既存航路標識の再配置計画、レーダー局設置に関す る電波干渉調査等の事業を行う。

## ② 国際関係事業

国際関係事業として、インド・太平洋地域における輻輳化が進む物流の基幹港湾やその周辺海域の航路標識の整備などに関する事業を実施する。

なお、令和5(2023)年8月から実施しているカンボジアのサイアム湾に面するシアヌークビル港でのVTS施設整備に関する事業を令和7(2025)年度も継続して実施する。